

# 公益財団法人宮城県体育協会賛助会員規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県体育協会（以下「この法人」という。）の目的に賛同し、事業に必要な財源の充実に協力する賛助会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定める。

## (会 員)

第2条 会員は、この法人の目的及び事業に賛同し入会した個人又は団体とする。

## (入会手続)

第3条 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（様式1）をこの法人に提出するものとする

## (退 会)

第4条 会員は、この法人に退会の意思を示し、任意に退会することができる。

2 前項の場合、すでに納入した会費については、これを返還しない。

## (会員の期間)

第5条 会員の期間は、原則として入会申込書を提出し、この法人が当該申込書を受理した時からとする。ただし、会員から特に退会の申し出がない限り、毎年度継続されるものとする。

## (会 費)

第6条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 個人会員は、年額1口 5,000円（1口以上）

(2) 団体会員は、年額1口10,000円（1口以上）

## (表彰等)

第7条 会員には、この法人の表彰規程に基づく表彰等を行うことができる。

2 会費の年額又は累積額で高額の会員に対し必要と認める場合は、感謝状を贈呈することができる。

## (委 任)

第8条 この規程に定めるものの他必要な事項は、この法人の会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成24年5月31日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成28年12月20日から施行する。